

島根県建設工事入札参加資格者格付別業者数

(土木一式工事)

格付	合計	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町	旧大社町	斐川町	等級別総合点数
A	61	25	11	5	2	3	3	12	860点以上
B	97	52	16	3	5	3	9	9	700～859点
C	95	60	13	3	3	2	5	9	699点以下
計	253	137	40	11	10	8	17	30	

(建築一式工事)

格付	合計	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町	旧大社町	斐川町	等級別総合点数
A	26	18	3	1	-	-	2	2	850点以上
B	41	22	6	2	-	3	3	5	700点～849点
C	47	27	10	1	-	1	3	5	699点以下
計	114	67	19	4	-	4	8	12	

島根県建設工事入札参加者選定基準表

(土木一式工事)

請負対象設計金額	格付等級	運用できる範囲	
	5000万円以上	A	
4000万円以上5000万円未満	A	Bが指名総数の1/2以下	
2000万円以上4000万円未満	B	A	//
1000万円以上2000万円未満	B	(A+C)	//
1000万円未満	C	B	//

(建築一式工事)

請負対象設計金額	格付等級	運用できる範囲	
	5000万円以上	A	
4000万円以上5000万円未満	A	Bが指名総数の1/2以下	
2000万円以上4000万円未満	B	A	//
1000万円以上2000万円未満	B	(A+C)	//
1000万円未満	C	B	//

※建設業協会出雲支部事務局調べ

建設業一回メモ

(事務局だより)

事務局で最近気をついた項目をメモしました。今後の取り扱いに注意しましょう。

◎島根県建設工事入札参加者選定要領の一部改正

島根県から発注される建設工事の入札参加者選定要領が一部改正され、平成17年4月1日から施行されています。

●改正の内容

格付等級による請負対象設計額の改正及び選定基準数の改正により以前より指名総数が増えています。

◎簡易型一般競争入札の導入

島根県では、1億円以上2億円未満の工事を対象に、平成17年4月1日以降発注される工事からこの制度が導入されています。(特殊工事については1億円未満の場合にも適用があります。)

●発注情報を得るには、事務所の掲示又は県のホームページ等により情報収集が必要です。

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の制定

公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定め、発注者及び受注者がそれぞれの役目を果たすことにより、品質の確保を目的に、平成17年4月1日から施行されています。

●発注者は競争参加者の技術的能力の審査・受注者は高度な技術的提案や適切な品質の確保などが求められます。

◎境界柱の設置

土木部発注工事については、本体工事に含めて境界柱の設置が、平成17年4月1日から特記仕様書で定められます。



編 集 後 記

今号の表紙にもなっている現在の(株)出雲建設会館。表紙のことばにもあるように、昭和41年5月に竣工したとのこと。その4ヵ月後に産声を上げた私が今号の担当委員になったのも何かの“縁”でしょうか。

思い起こしてみますと私が建設業の仕事に就いたのは平成元年。建設業の仕事に就くまでは、(株)出雲建設会館が何処にあるのか何をしているところか何の為にあるのかも分かりませんでした。

それから16年になりますが私にとっても思い出が詰まった出雲建設会館です。

新しく合併した“出雲市”に新しく建つ“出雲建設会館”

新たな出雲の建設業界の“シンボル”になりえることを期待し楽しみにして、今年の夏を待ちたいと思います。

経営改善委員 三原 昇